

保険料は口座振替での前納、早割が便利でお得です！

口座振替の前納、早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます

- 当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。
- 自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- 手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- 納めに行く手間が省け「便利」です。
- 現金で納付するよりも「お得」です。
- クレジットカードでの納付もできます。(前納額は現金払いの前納と同額です。)

現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

	毎月納付の納付額	現金(納付書)前納の納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1か月	16,410円		16,360円 (割引額50円)	
6か月	98,460円	97,660円 (割引額800円)	98,160円 (割引額300円)	97,340円 (割引額1,120円)
1年分	196,920円	193,420円 (割引額3,500円)	196,320円 (割引額600円)	192,790円 (割引額4,130円)
2年分	395,400円	380,880円 (割引額14,520円)	394,200円 (割引額1,200円)	379,640円 (割引額15,760円)

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。
 ※保険料額は、令和元年度の額です。(2年分については、令和2年度の保険料を含みます)
 ※「早割(当月分保険料を当月末に引落とし)」は、月々50円割引となります。
 ※早割申込後最初の口座振替は前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分となります。

口座振替の手続きは簡単です！

役場住民課

帯広年金事務所

金融機関

のいずれかに
「口座振替納付申出書」
 を提出するだけ

【持参するもの】

- ・納付書や年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ・預(貯)金通帳と通帳届出印

【注意事項】

- ① 口座振替の場合、月末が休日のときは翌営業日が引落日となります。
- ② 前納の申し込みは、「1年分」・「2年分」および「上期6か月分(4月～9月)」は**2月末日**まで、「下期6か月分(10月～3月)」は**8月末日**までにお願います。いつでも申し込むことができますが、申込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付(翌月末納付)となります。

問合せ先

日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎0155 (25) 8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎(574) 2213



消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付

消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、平成30年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

「平成30年分の確定消費税額」とは、平成30年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

平成30年分の確定消費税額に応じて、次に算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告」および「納付書」を所轄の十勝池田税務署から送付しますので、必要事項を記入のうえ、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

平成30年分の確定消費税額(※)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成30年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその63分の17の地方消費税額	令和元年9月2日(月) (振替納税利用の場合の振替日) 令和元年9月27日(金)
400万円超 4,800万円以下	年3回	平成30年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその63分の17の地方消費税額	詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)でご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成30年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額	

(※)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成30年と著しく異なる場合などは、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(この場合、中間申告税額が「0」になります)。また、仮決算による中間申告書は、申告期限を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出しない場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税および地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、これを納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税の中間申告には、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」がご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

消費税および地方消費税(個人事業者)の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の方(中間申告義務のない方)であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(※)から、自主的に中間申告・納付ができます。

(※)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以降6か月の期間で年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

問合せ先

十勝池田税務署 ☎(572) 2171